

福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書（令和7年度）

1 基本情報

フリガナ	イッパンシャダンホウジンジャパンインクルーシブアカデミー			
法人名	一般社団法人ジャパンインクルーシブアカデミー			
法人所在地	〒	610-1102		
	京都市西京区御陵大枝山町4-32-2			
	タウンプラザ桂坂2F			
フリガナ	キタガワミキ			
書類作成担当者	北川美紀			
連絡先	電話番号	075-331-3515	E-mail	m-kitagawa@hearty-jia.com

2 賃金改善計画：加算額以上の賃金改善について（全体）

令和7年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額	
① 令和7年度の加算の見込額	6,689,292 円
② 令和6年度の加算額のうち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す予定の額	0 円
③ 令和7年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額（賃金改善が必要な額）（a + b）	6,689,292 円
④ 令和7年度の賃金改善の見込額（③の額以上となること。障害福祉施設職員処遇改善等推進事業費補助金から人件費に充てた額を除く。）	6,689,292 円

【記入上の注意】

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に25%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、障害福祉サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認めている。令和7年度に繰り越す予定の額を(b)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- (d)には、令和6年度からの繰り越し分(b)の配分を含め、令和7年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について

(1) 月額賃金改善要件I（処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善） 【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「①月額賃金改善要件I」の欄から転記	
① 令和7年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2	2,446,194 円
② 令和7年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額（①の見込額以上となること）	2,446,194 円

【記入上の注意】

- 令和7年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2) 月額賃金改善要件II（旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善） 【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】
※令和7年3月時点で処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ

別紙様式2-2「②月額賃金改善要件II」の欄から転記	

（３）キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ（任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等） 【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「③・④キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記（詳しい要件の内容は参考シートを参照）

○

（４）キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等） 【処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ】

別紙様式2-2「⑤キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記（詳しい要件の内容は参考シートを参照）

○

（５）キャリアパス要件Ⅳ（改善後の賃金要件） 【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記

○

（６）キャリアパス要件Ⅴ（配置等要件） 【処遇改善加算Ⅰ】

別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記

×

（７）職場環境等要件 【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

障害福祉施設職員処遇改善等推進事業費補助金の要件を満たしており、補助金を申請予定又は申請済であるため、令和7年度中の職場環境等要件の適用が猶予される。

○

・ 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック (✓) すること。

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、障害福祉サービス等報酬の返還や指定取消となる場合がある。

2 賃金改善計画について

令和7年度に繰り越す予定の額を含む、令和7年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること	○
---	---

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について			
(1)	月額賃金改善要件I	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	○
(2)	月額賃金改善要件II	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	
(3)	キャリアパス要件I・Ⅱ	キャリアパス要件I（任用要件・賃金体系の整備等）とキャリアパス要件II（研修の実施等）の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中（令和8年3月末まで）に福祉・介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	○
(4)	キャリアパス要件III	キャリアパス要件III（昇給の仕組みの整備等）を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中（令和8年3月末まで）に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	○
(5)	キャリアパス要件IV	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	○
(6)	キャリアパス要件V	キャリアパス要件V（配置等要件）を満たすこと	×
(7)	職場環境等要件	障害福祉施設職員処遇改善等推進事業費補助金を申請予定若しくは申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること	○
		障害福祉サービス等情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	

4 要件を満たすことの確認・証明		
・	必要な項目が全て選択されていること	○
・	誓約・記名が行われていること	○